水戸地方・家庭裁判所

保管金窓口移転のおしらせ

８月１日から，地裁本庁及び家裁の保管金窓口が一箇所になります。

場所は，現在の家庭裁判所の保管金窓口です。

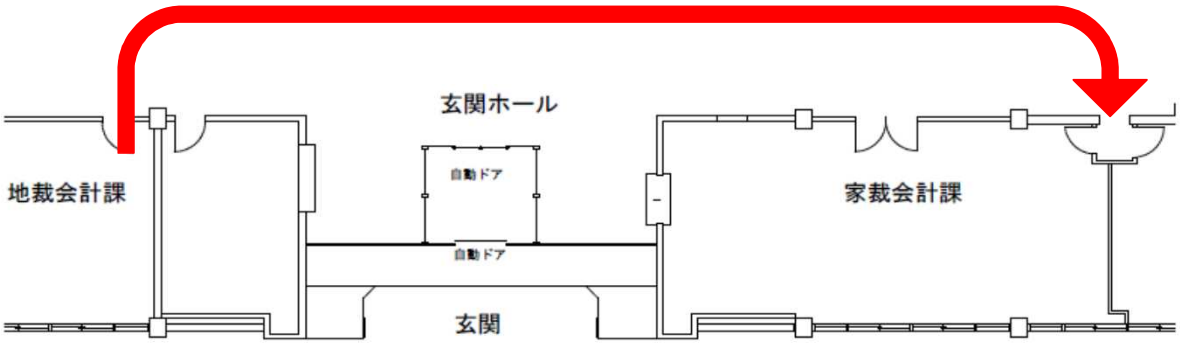

★電子納付とは，保管金をインターネットバンキング，Pay-easy(ペイジー)対応のATM等 を用いて納付することです。

メリット

・原則として24時間365日，いつでもどこからでも納付が可能
・事前登録を行うと全国の裁判所で利用することができます。
・電子納付の場合，裁判所への保管金提出書の提出は不要
・電子納付には，原則，振込手数料が掛りません。(注)

(注) ATMで休日・夜間に手続をする場合，金融機関によって は，ATMの時間外手数料がかかる場合があります。

平日午後5時以降，土曜日，日曜日，国民の祝日・休日及び年末年始に手続きされた電子納付は，即日に入金を確認することができないため，翌日又は休日明けの処理となります。

特に，保釈保証金，代替金及び追徴保全解放金を電子納付する方は，ご注意ください。

(問い合わせ先)

(保管金)　水戸地家裁会計課経理係　電話029－224－8185(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)
(手数料還付)水戸地家裁会計課経理係　電話029－224－8128(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)

7月まで

水戸地方裁判所事務局会計課経理係　電話029－224－8128(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)
水戸家庭裁判所事務局会計課経理係　電話029－224－8185(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)